

教育ローン

2022年4月1日現在

商品名	教育プラン												
ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> ・当金庫の会員となれる方 <ul style="list-style-type: none"> ①当金庫の営業地区に住所又は居所や事業所を有する個人の方 ②当金庫の営業地区内において勤務に従事されている方又は地区内に事業所を有する者の役員の方 上記条件のいずれかに該当される方であれば、当金庫に出資をしていただき会員になることができます。なお、会員になっていただかなくても、ご融資させていただくことが可能な場合もございます。 ・健康保険に加入されている方 ・申込み時の年齢が満20歳以上65歳以下の方 ・信用事故のない方 ・安定継続した収入のある方 給与所得の方、又は年金を受給されている方及び同一場所で同一業種を1年以上営業されている方か法人役員の方 ・固定電話又は携帯電話を所有され連絡のとれる方 ・日本国籍を有する方または永住者もしくは特別永住者の方 ・一般社団法人しんきん保証基金（以下「しんきん保証基金」という。）の保証が得られる方 <p>【リピート教育プラン】</p> <p>次の（i）のローンをご利用中か完済された方で（ii）の条件を満たされる場合は、保証料を優遇する「リピート教育プラン」をご利用いただけます。</p> <p>（i）</p> <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">①マイカーローン</td> <td style="width: 50%;">②eマイカーローン</td> </tr> <tr> <td>③マイカーローン21</td> <td>④eマイカーローン21</td> </tr> <tr> <td>⑤教育プラン</td> <td>⑥e教育プラン</td> </tr> <tr> <td>⑦リフォームローン</td> <td>⑧eリフォームローン</td> </tr> <tr> <td>⑨スーパーリフォームローン</td> <td>⑩eスーパーリフォームローン</td> </tr> <tr> <td>⑪住宅ローン</td> <td></td> </tr> </table> <p>※ ③～⑩はしんきん保証基金の保証であること。 ③～⑩はリピートプランを含む。</p> <p>（ii）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・貸付実行日より6ヵ月経過し、かつ直近の約定返済が行われている方。 ・完済して3年以内の方 	①マイカーローン	②eマイカーローン	③マイカーローン21	④eマイカーローン21	⑤教育プラン	⑥e教育プラン	⑦リフォームローン	⑧eリフォームローン	⑨スーパーリフォームローン	⑩eスーパーリフォームローン	⑪住宅ローン	
①マイカーローン	②eマイカーローン												
③マイカーローン21	④eマイカーローン21												
⑤教育プラン	⑥e教育プラン												
⑦リフォームローン	⑧eリフォームローン												
⑨スーパーリフォームローン	⑩eスーパーリフォームローン												
⑪住宅ローン													
お使いみち	<p>ご本人またはご本人の子弟、孫、扶養親族の方にかかる下記の資金が対象になります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①対象教育施設への納付金（入学金、授業料、教育拡充費、交友会費など1年分） <ul style="list-style-type: none"> ・学校寄付金、学校債（滑りどめとして受験した学校への入学資金等も対象） ②就学に係る学校関連付帯費用1年分（引越代、下宿代＜権利金、礼金、家賃＞、学校幹旋の書籍代、制服代、交通費、受験費用など。 なお、付帯費用のみも対象となります。（ただし、付帯費用上限は100万円です。） ③振り込み（支払）から3か月以内のものに限り、振り込み済（支払済）の資金も対象とします。 ④教育関連資金借入の借換え資金 借換対象資金は、金融機関から上記①の納付金と②の付帯費用を用途として、当庫を含む金融機関、日本政策金融公庫および信販会社（消費者金融は除く）借り入れたローン（基金保証付教育 教育カードローンは除く）が対象となります。 <p>【対象となる学校（教育施設）】</p> <p>国内・海外を問わず、学校（教育施設）と呼称されるものが対象となります。 例：大学院（法科大学院含む。）・大学・短大・専修学校・各種学校（予備校・専門学校を含む。）高等専門学校、高等学校、中学校、小学校、幼稚園、保育所など</p>												

次ページへつづく

<p>必要書類</p>	<ul style="list-style-type: none"> • ご本人確認資料 運転免許証（未取得の場合は現住所記入済みのパスポートか写真付住基カード等） 及び健康保険証 ※日本国籍以外の方は、本人確認資料に加えて、永住者または特別永住者であることを確認できる資料が必要です。 • 資金使途確認資料 <ul style="list-style-type: none"> ①在学証明資料……………合格通知書等の入学を証明するもの、学生証等の在学を証明する資料 ②学校納付金・付帯費用……………学校案内・パンフレット・不動産賃貸契約書、見積書等の必要経費のわかるもの ③支払済みの資金……………収納印のある振込票、領収書等の納付がわかるもの ④借換資金の場合……………ご本人名義の借換対象ローンの返済予定表等の資料及び直近3か月以内の返済状況が確認できる資料（返済口座の通帳の写し等）が必要です。 • 融資金額が100万円を超える場合は所得証明資料が必要です。
<p>ご融資金額</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 10万円以上1,000万円以内（1万円単位） ただし、しんきん保証基金のご利用額（他の信用金庫を含む）の合計が3,000万円以内
<p>ご利用期間</p>	<p>6か月以上16年以内（6か月単位）</p>
<p>ご融資利率</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 変動金利です。（信金中金短期プライムレート + 1.98%） （リピートプラン：信金中金短期プライムレート + 1.88%） • 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 • 店頭でお問い合わせいただくか、当金庫ホームページ「金利一覧」をご覧ください。 • ご融資利率は金融情勢などに応じて変更されることがございます。 • <u>適用されるご融資利率は、お申込み時ではなく実際にお借入れいただく日の信金中金短期プライムレートに基づくご融資利率が適用されます。</u> （場合によってはお申込み時の利率と異なる場合がございます。） <p>【変動金利の基準金利】</p> <ul style="list-style-type: none"> • 信金中金短期プライムレートを基準とする変動金利となります。 <ul style="list-style-type: none"> ①ご融資時の適用利率は、3月1日又は9月1日現在の信金中金短期プライムレートを基準に、各4月1日又は10月1日に変更いたします。ただし、基準金利が大幅に変動した場合には、それ以外の日に適用利率を変更することがございます。 ②ご融資後の適用利率は基準金利（信金中金短期プライムレートに連動して決定される当金庫所定の金利）の変更に伴い、その変更幅と同じだけ引下げ、又は引上げられます。ご融資後の利率の変更は4月と10月で新利率は各翌々月の約定返済分から適用いたします。 ただし、ボーナス月増額返済併用の場合は、変動後最初に到来するボーナス月の翌月返済分から適用いたします。
<p>ご返済方法</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 毎月元利均等返済とし、ボーナス月増額返済の併用もご利用いただけます。ただし、ボーナス返済部分の元金はご融資金額の50%以内とさせていただきます。 • ボーナス月増額返済は6か月ごとのご指定月にしていただきます。 • ご返済日は毎月2日又は22日のいずれかを選択していただきます。 • 返済元金は卒業予定月まで据置くことができますものとします。

次ページへつづく

保証人・担保	<ul style="list-style-type: none"> 必要ございません。 												
振込指定等	<p>原則ご指定が必要です。 ※振込以外の取扱いについては、営業店にお問い合わせください。</p>												
保証料	<ul style="list-style-type: none"> ご融資利率に含まれます。 												
手数料等	<ul style="list-style-type: none"> 必要ございません。 												
印紙代	<p>・金銭消費貸借契約証及び変動金利特約書には所定の印紙税が必要となります。 (単位：円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>ご融資期間</th> <th>～10万円</th> <th>～50万円</th> <th>～100万円</th> <th>～500万円</th> <th>～1,000万円</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>印紙税</td> <td>400</td> <td>600</td> <td>1,200</td> <td>2,200</td> <td>10,200</td> </tr> </tbody> </table>	ご融資期間	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1,000万円	印紙税	400	600	1,200	2,200	10,200
ご融資期間	～10万円	～50万円	～100万円	～500万円	～1,000万円								
印紙税	400	600	1,200	2,200	10,200								
苦情処理措置・紛争解決措置	<p>苦情処理措置 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店又はコンプライアンス部お客さま相談室（9時～17時、電話：072-621-9363）にお申し出ください。</p> <p>紛争解決措置 公益社団法人民間総合調停センター（06-6364-7644）東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは当金庫営業日に、上記コンプライアンス部お客さま相談室又は全国しんきん相談所（9時～17時、電話：03-3517-5825）にお申し出ください。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法（移管調停）—もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス部お客さま相談室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせ下さい。</p>												
その他	<ul style="list-style-type: none"> お申込みに際しましては、事前の審査をさせていただきます。結果によりましては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ご返済の試算など詳しくは当金庫の営業店窓口にお問い合わせください。またホームページでもご確認いただけます。 												

北おおさか信用金庫